

第 1 1 回教育委員会（定）

開会日時 令和 8 年 6 月 1 2 日（金）

午前 1 0 時 0 0 分

閉会日時

午前 1 0 時 5 2 分

開会場所 教育支援センター

出席者

教 育 長	長 沼 豊
委 員	小 林 美 香
委 員	野 田 義 博
委 員	善 本 久 子
委 員	山 口 謠 司

出席事務局職員

事 務 局 次 長	林 栄 喜	地域教育力担当部長	金 子 和 也
教育総務課長	久保田 智恵子	多様な学び推進担当課長	濱 野 有 樹
学 務 課 長	小 林 晴 臣	指 導 室 長	富 田 和 己
新しい学校づくり課長	田 中 一 誉	学校配置調整担当課長	野 崎 友 輔
施設整備担当副参事	彼 島 勲	生涯学習課長	池 田 雄 史
史跡公園担当課長	品 田 真 希	地域教育力推進課長	小 熊 大 介
教育支援センター所長	渥 美 久 枝	中央図書館長	山 田 綾 子

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 皆様、おはようございます。本日は4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立しております。

それでは、ただいまから令和8年第11回の教育委員会を開会いたします。

本日の委員会は2名から傍聴の申出がなされており、会議規則第30条により許可しましたのでお知らせいたします。

本日の会議に出席する職員は、林次長、金子地域教育力担当部長、久保田教育総務課長、濱野多様な学び推進担当課長、小林学務課長、富田指導室長、田中新しい学校づくり課長、野崎学校配置調整担当課長、彼島施設整備担当副参事、池田生涯学習課長、品田史跡公園担当課長、小熊地域教育力推進課長、渥美教育支援センター所長、山田中央図書館長、以上、14名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、善本委員にお願いいたします。

○臨時代理

1. 意見の聴取について

(総－1・教育総務課)

○報告事項

1. 令和8年度第1号補正予算概要(教育委員会事務局)

(総－2・教育総務課)

教 育 長 それでは、臨時代理の議題に入ります。臨時代理(1)「意見の聴取について」、教育総務課長から報告願います。

併せて、報告(1)令和8年度第1号補正予算概要の報告を願います。

教育総務課長 「総－1」をご覧ください。

意見の聴取について、臨時代理でございます。

こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第29条に基づく意見の聴取について、東京都板橋区教育委員会の権限委任に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理処理をし、区長原案に同意したことを報告するものでございます。

1の臨時代理の件名は、「意見の聴取について」でございます。

内容は、別紙、依頼文のとおりとなります。

決定日は、令和8年5月26日となります。

2／3ページ目をご覧ください。

こちらは、教育長から坂本区長に対しまして、意見の聴取について回答をした内容でございます。

令和8年5月22日付の8板総総第154号により意見聴取のあった下記案件については、区長案件に同意しますということで、記載をしたものでございます。

続いて、3／3ページですが、こちらが、最初に、区長から教育長宛てに、5月22日に第154号といたしまして、依頼のあった依頼文でございます。

続きまして、「総 1－1」をご覧ください。

こちらは、意見の聴取について、補正予算の資料となります。

この中で、恐れ入りますが、33／42ページ以降をご覧くださいと思います。

こちらですが、本日の報告事項にもございます、令和8年度第1号補正予算の概要（教育委員会事務局）としての内容になります。

今回の補正の主な内容ですが、今般の物価高騰への対応といたしまして、国が学校給食の抜本的な負担軽減を行ったことにより、新たな財源が確保されたところでございます。

この財源を、保護者負担軽減に充てるため、区立小中学校の修学旅行等の無償化及び補助教材の保護者負担軽減を実施するものでございます。

具体的な金額といたしましては、公立学校給食費負担軽減事業費補助金として、7億4,163万6,000円を補正で計上したものでございます。

これに対しまして、歳出予算といたしまして、移動教室、修学旅行等の無償化及び補助教材の負担軽減費として、合計して、7億9,186万1,000円を補正で計上したものでございます。

「総－2」報告（1）をご覧ください。

令和8年度第1号補正予算概要となります。

1、歳入予算、2、歳出予算となります。

1の歳入予算につきまして、補正額のところをご覧くださいと思います。

こちらの枠の中の一番下、こちらの方で補正額の方が、7億4,163万6,000円というふうになっております。

説明内容といたしましては、公立学校給食費負担軽減事業費の補助金となっております。

これに対しまして、2の歳出予算でございます。

こちらも補正額の方をご覧くださいと思います。

小学校費、中学校費の中で、学校管理費、教育振興費、それぞれ合わせまして合計した金額が、教育費といたしまして、7億9万1,861円となっております。

内容といたしましては、移動教室の無償化に関する経費を計上したもの、また、補助教材費の負担軽減に要する経費を計上したものととなります。

報告（1）についての説明は以上となります。

教 育 長 それでは、質疑、意見等がございましたらご発言ください。

今の報告（1）の資料を見ますと、歳入の予算が約7億4,000万円ですね。

それに対して、歳出の合計が、教育費で約7億9,000万円ということですので、約5,000万円、区が実質的な負担をしているという解釈でよろしいですか。

教育総務課長 はい、そのとおりでございます。

教 育 長 ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。

野 田 委 員 内容に異論はないのですが、1点だけ教えていただきたいことがあります。この教育振興費において、補助教材の負担軽減のために予算を充てたのは、どのようなお考えに基づくものなのか、お聞かせいただけますでしょうか。

学 務 課 長 ご説明いたします。補助教材費を計上させていただいております理由といたしましては、国の、学習費用の調査がございまして、そちらにおきまして、やはり近年の物価高騰によりまして、大変に教育活動に寄与する学用品にかかる費用が増大しているというところがございます。

 そのようなところがございまして、このたび、国の方からの給食費に対する補助が出たというところで、学校の保護者に対する負担軽減策というのも少し検討させていただいた結果、そのような、近年の実情がございまして、修学旅行費と併せて、補助教材費の方も費用の負担をさせていただくような形に決めさせていただいたところでございます。

野 田 委 員 給食費や移動教室等の負担については一律の考え方が取りやすいと思うのですが、補助教材については、学校や学級によって内容が異なる部分もあるのではないかと思います。そのような中で、平等性や配分の割合については、どのような考え方で整理されているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

学 務 課 長 ここは、学年ごとに基準額を定めてございます。

 決めさせていただいた根拠といたしましては、各学校の令和6年度の対象となる経費、少しご説明いたしますと、学校徴収金として保護者から徴収して、学校で購入するもので、学校の教育活動で使用するもの、学年全員が共通して使用するもの、この3つの要件がございまして、この要件に合致する補助教材を支援の対象とすると。

 例えばですが、漢字ドリルですとか、副読本ですとか、あと、工作の用品ですとか、そのようなものを該当させていただいておるところでございます。

 その補助上限額なのですが、令和6年度の各学校における、対象経費の実績の方を調査させていただきました。それが最も高い金額であった学校を基準に、学年ごとに設定してございます。

 そのため、対象経費につきましては、無償化が実現できる想定でございます。

 全てを申し上げるのもあれなのですが、例えば小学1年生ですと、1万4,100円、7年生、中学1年生でございますが、2万6,500円ですとか、その調査に基づいて金額の方を割り出して、そちらを上限に補助させていただくというところで調整させていただきます。

野田委員 ありがとうございます。

教 育 長 そうしましたら、今、補助教材の方がありましたので、併せて移動教室と修学旅行についても、指導室長の方から、同じような説明で構いませんので、お願いします。

指 導 室 長 移動教室、修学旅行の無償化についてでございますが、まず、改めて対象の修学旅行等につきましては、小学校5年生の倉渕移動教室、小学校6年の日光移動教室、それから、7年生もしくは8年生で行く、八ヶ岳の富士見高原の移動教室、それから、9年生の修学旅行の4つでございます。

1人当たりの補助上限額については、倉渕が7,600円、日光が1万7,000円、それから、富士見高原が、春、秋の場合が1万3,000円、冬が2万6,000円、修学旅行が7万6,000円となっております。

この補助上限額については、従来より、修学旅行、移動教室ごとに保護者負担上限額というのを設定しておりまして、今年度の保護者負担上限額を今回の補助上限額に設定しております。

なお、これまでも物価高騰の影響を考慮して、毎年、保護者負担上限額を学校と調整しながら見直しを行ってまいりましたが、この上限額については、また物価高騰を考慮して見直しを行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。

教育総務課長 意見の聴取につきまして、ただいま、1件目の第1号補正予算概要のところだけ説明して、併せて報告事項の方を説明させていただきましたので、続きまして、残り11案件ございますので、説明をさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。失礼いたしました。

前後いたしますが、「総1-2」をご覧ください。

意見の聴取について、条例改正、工事契約となっております。

まず初めに、議案第45号「東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

こちらの改正理由でございます。

これまで文部科学省が定める児童・生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針につきまして、いじめの疑いの有無にかかわらず、教育委員会及び学校による背景調査を行うことを求めていたところ、詳細調査が不十分との分析がなされておりました。これを踏まえまして、令和7年12月に指針の改定を行ったところであります。

板橋区においては、いじめの疑いがある自殺等事案については、いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定された重大事態であるとして、区の附属機関である、いじめ問題専門委員会が詳細調査を行うこととなっている一方で、その疑い

のない事案に対する調査体制が未整備となっていたところでございます。

つきましては、指針の改定を踏まえまして、いじめの疑いのない自殺等事案におきましても、指針に沿った詳細調査を迅速に行うための体制整備を目的として、上記条例を改正するものでございます。

改正概要については、名称を、板橋区いじめ問題専門委員会を板橋区いじめ問題等専門委員会に改めたものでございます。

説明は、以上となります。

続きまして、議案第５２号です。これ以下につきましては、契約の件名と金額についてお伝えさせていただきたいと思えます。

議案第５２号「板橋区立志村第四小学校長寿命化改修工事の請負契約」でございます。

契約金額につきましては、２０億１，３００万円となっております。

提案理由につきましては、板橋区立志村第四小学校長寿命化改修工事を施工する必要があるためでございます。

続きまして、議案第５３号「板橋区立志村第四小学校長寿命化改修電気設備工事請負契約」でございます。

金額は、２億１，９８９万円となっております。

こちらの提案理由も、板橋区立志村第四小学校の長寿命化改修電気設備工事を施工する必要があるためでございます。

続きまして、議案第５４号「板橋区立志村第四小学校長寿命化改修機械設備工事請負契約」でございます。

金額は、２億７，２８０万円。

提案理由は、板橋区立志村第四小学校の長寿命化改修機械設備工事を施工する必要があるためでございます。

続きまして、議案第５５号「板橋区立板橋第八小学校長寿命化改修工事請負契約」。

金額は、１９億２，５００万円でございます。

提案理由は、板橋区立板橋第八小学校の長寿命化改修工事を施工する必要があるためでございます。

続きまして、議案第５６号「板橋区立板橋第八小学校の長寿命化改修電気設備工事の請負契約」でございます。

こちらは、金額、３億２，４５０万円。

提案理由といたしましては、板橋区立板橋第八小学校長寿命化改修の電気設備工事を施工する必要があるためでございます。

議案第５８号「板橋区立赤塚第三中学校の外壁改修その他工事請負契約」でございます。

金額は、２億２，９２４万円でございます。

提案理由、板橋区立赤塚第三中学校外壁改修その他工事を施工する必要があるためでございます。

議案第５９号「板橋区立高島第一中学校外壁改修その他工事請負契約」。

金額は、2億4,771万6,005円でございます。

提案理由は、板橋区立高島第一中学校の外壁改修その他工事を施工する必要があるためでございます。

続きまして、議案第62号「板橋区立上板橋第一中学校改築工事請負契約の一部変更について」でございます。

契約金額の変更、それから、工期の変更となります。

契約金額については、変更前は49億9,768万5,000円、変更後が50億1,908万円となります。

工期でございますが、令和6年10月12日から令和9年1月29日であったところを、変更後は令和9年5月31日までと、延長となったところでございます。

提案理由でございますが、契約金額、工期及び支出科目等を変更するため、契約の一部を変更する必要があるためでございます。

議案第63号「板橋区立上板橋第一中学校改築電気設備工事請負契約の一部変更について」でございます。

契約金額と工期の変更となります。

契約金額は、変更前が4億9,306万4,000円でございますところを、変更後、4億9,879万5,000円となったものでございます。

工期につきましては、令和7年3月1日から令和9年1月29日までであったところ、令和9年3月26日まで延長したものでございます。

提案理由といたしましては、契約金額及び工期を変更するため、契約の一部を変更する必要があるためでございます。

議案第64号「板橋区立上板橋第一中学校改築給排水衛生ガス設備工事請負契約の一部変更について」でございます。

板橋区立上板橋第一中学校改築給排水衛生ガス設備工事請負契約の一部変更につきましては、契約金額と工期の変更でございます。

契約金額は、3億5,117万5,000円から3億5,399万1,000円になったものでございます。

工期は、令和7年3月1日から令和9年1月29日までであったところを、令和9年3月26日まで延長となったものでございます。

提案理由は、契約金額及び工期を変更するため、契約の一部を変更する必要があるためでございます。

以上、簡単でございますが、12件の説明でございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長 説明、ありがとうございます。

そうしましたら、臨時代理の意見の聴取について、そして、報告（1）について、併せて、何か、他にございますか。

小 林 委 員 説明ありがとうございました。

現在の国際情勢で、大きな工事はなかなか大変だと漏れ聞いています。資材が入ってこないなどで、工期あるいは予算も変更しなくてはならないなど、今後そうしたことも考え得るのか、今の見通しを伺えたらと思います。

施設整備担当副参事 中東情勢等の影響で現場が大きく遅れるというようなことは、現状ではないというところでございます。

今回の案件の中にもあった上一中につきましては、昨年度から行っている熱中症対策であったり、地中障がい等があって、工期が少し遅れるというものでございまして、しかしながら、来年度の4月からは学校運営がしっかりできるように、現場は工事を、今、進めているという状況でございます。

以上です。

小林委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

教 育 長 他にいかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 それでは、なければ、本件は以上といたします。

○報告事項

2. 退任学校医等への感謝状贈呈について

(学－1・学務課)

教 育 長 続いて、報告(2)「退任学校医等への感謝状贈呈について」、学務課長から報告願います。

学 務 課 長 「学－1」のデータをお開きいただけたらと思います。

退任学校医等への感謝状贈呈についてでございます。

「板橋区学校保健事業にかかる感謝状贈呈要綱」に基づきまして、令和7年度をもって退任された、下記、学校医等に対して感謝状を贈呈するものでございます。

こちらの要綱に基づきまして、退任された方に対して感謝状を贈呈するという規定がございますので、それにのっとって、やらせていただくものでございます。

今回につきましては、5名の学校医の方に対して感謝状を贈呈させていただくというところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(なし)

○報告事項

3. 人事情報（〔都費職員・令和8年度〕在職員数）

（指－1・指導室）

教 育 長 では、報告（3）「人事情報（〔都費職員・令和8年度〕在職員数）」、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 「指－1」をご覧ください。

先日5月20日開催の教育委員会においてご報告させていただきました、令和8年度人事情報につきまして、一部訂正がございますので、訂正箇所について、再度、ご報告させていただきます。

訂正箇所につきましては、1、正規職員の（2）新規採用教員のところでございます。

新規採用教員の中で、前回、幼稚園教員が0名と報告しておりましたが、1名が正しい数値でございます。幼稚園職員の人数の計上が漏れておりました。大変申し訳ございませんでした。

これに伴い、合計の数が116で報告していたところが117名、男女の内訳が、女性の方が67名から68名、それから、年齢分布が参考として下にありますが、22歳のところが、58と報告したところ59名となります。

このたびは、教育委員会の場において、資料の訂正となってしまう、大変申し訳ございませんでした。

以後、このようなことがないように努めてまいりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等ございましたら、ご発言ください。
よろしいですか。

(なし)

○報告事項

4. 教育科学館の指定管理者の公募及び選定について

（生－1・生涯学習課）

教 育 長 では、続いて、報告（4）「教育科学館の指定管理者の公募及び選定について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 「生－1」をご覧くださいと思います。

教育科学館の指定管理者の公募及び選定についてでございます。

教育科学館については、平成19年より指定管理者制度を導入いたしまして、

民間事業者が運営しているというところでございます。

指定管理期間は5年間ということで、次の5期目ということでの選定というふうになります。

今回、教育科学館については、現在、在り方の検討を進めておりまして、来期については、その在り方の実践に向ける重要な時期というところでの選定になるというところでございます。

対象施設などについては、1のとおりとなっております、現在の指定管理者については、株式会社コングレと株式会社東急コミュニティの共同企業体というところでございます。

2でございます。

こちらは、選定に関する要綱でございます。

次のページをご覧くださいというふうに思います。

こちらでは、選定委員会の設置、選定委員会の組織と委員の構成、選定基準、審査方法などを定めているというところでございます。

今回は、委員は8名ということで進めさせていただいております、うち、学識経験者の外部委員といたしましては、2名入っていただいているところでございます。

また、選定の第一次審査は、書面審査、第二次審査は、提案内容に関するプレゼンテーション審査というふうになっております。

資料に戻りまして、3でございます。

選定に関する要領でございます。

要領の内容に基づきまして、審査方法、選定基準などを具体的に定めているというところでございます。

こちらは、9／13ページをご覧くださいと思います。

こちらは別表2ということで、こちらは選定基準の配点を定めさせていただいているところでございます。

この中で、下の方の⑧、⑨、⑩の辺りについては、現在、検討しております、教育科学館の再整備に向けました大事な項目というところで捉えております選定基準とさせていただいているところでございます。

これについては、STEAM教育、探究型プログラムの高度化、⑨については、ラボ・共創スペースを活用したコミュニティ形成、⑩については、専門的人材の配置と再整備を見据えた体制づくりというところでございます。

なお、この辺りの選定の内容につきましては、選定委員の皆様には、選定基準の配点について既に書面にて協議をさせていただきまして妥当かということでのご意見をいただいているところでございます。

また、資料に戻りまして、4でございます。

こちらは指定期間というところでございまして、令和9年度より13年度までの5年間というところをお示しさせていただいております。

次のページの5でございますが、選定のスケジュールでございます。

6月15日に、ホームページ等によりまして公募要領を公表、広報は6月20

日号というところで予定しております。

そこから応募を開始いたしまして、9月下旬には選定を終了いたしまして、区議会の議決等を得まして、協定締結を行いまして、令和9年4月より開始というところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいですか。

(なし)

○報告事項

5. いたばし未来子ども大学実施について

(生－2・生涯学習課)

教 育 長 それでは、続いて、報告（5）「いたばし未来子ども大学実施について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 「生－2」、「いたばし未来子ども大学実施について」の資料をご覧くださいればと思います。

こちらは、今年で3回目ですね、令和6年度から行いまして、3回目ということでございますので、その辺りの説明をさせていただければと思います。

こちら、いたばし未来子ども大学事業でございますが、1、事業目的でございます。

こちらは、区内大学や企業、地域人材など、区の地域資源を活用した学びを展開し、子どもたちが様々な分野に触れ、視野を広げ、好奇心を刺激するような体験を通して、学習意欲の向上や将来の夢を育むきっかけを提供するということを目的とさせていただいているところでございます。

2でございます。事業内容については、後ほど申し上げますが小学生を対象にしております、学びの場を小学校の校舎から大学のキャンパス等に移して、その教育力や研究分野などを基盤に、子どもたちに新たな学びの機会を提供するところの事業内容になっております。

3、講義内容でございます。

講義については、体験活動については、子どもたちの身近な生活について、新たな視点で捉え直すきっかけを創出する内容とさせていただくというような予定でございます。今回、後ほどまたご紹介いたしますが、家政大学でございますので、いわゆる着るものと、あと、食というところをテーマに進めさせていただくところでございます。

4、対象者でございますが、板橋区内在住・在学の小学校4年生から6年生というところでございます。

5、定員は30名でございます。

6、費用でございますが、5,000円とさせていただきます。

続きまして7でございますが、教育科学館がトータルコーディネーターを担当いたしまして、東京家政大学と共催ということで、事業の実施をさせていただくところでございます。

8については、実施日時・会場・担当講師等をお示しさせていただいております。今回、5日間ということでございまして、1日目、2日目、3日目については東京家政大学の方で実施させていただきまして、4日目、5日目については教育科学館の方ということでございます。

講義内容等については、お示しさせていただいたとおりでございます。

周知方法なんかにつきましては、こちらに記載がございますので、割愛させていただきます。

参加申込みについても、以上でございまして、結果通知については、全員に通知させていただくというところでございます。

今後の予定でございますが、6月中旬に、区立小学校へチラシ配布、申込みの受付を開始させていただいて、先ほど申し上げました6月20日に広報いたばしの周知というところで、7月8日に募集の締切りをしまして、その後、当落通知等をお送りさせていただいた後に、8月3、4、5、8、9で実施させていただくというところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

小 林 委 員 ご説明ありがとうございます。

大変魅力的な内容なのですが、今年で3回目ということで、もしかしたらご報告いただいていると思うのですが、応募の状況とかというのは、いかがでしょうか。お伺いできたらと思います。

生涯学習課長 2回とも定員を超える応募がございまして、抽選という形で、大変人気のある事業でございます。

小 林 委 員 分かりました。ありがとうございました。

教 育 長 他にいかがでしょうか。

よろしいですか。

こちらは区内大学との連携ということで、今年度は東京家政大学ですが、過去2回はどちらの大学でしたか。

生涯学習課長 最初の令和6年度が、大東文化大学と家政大学、2校でという形でした。

2回目については、淑徳大学の方で行わせていただきまして、今回は家政大学というところでございます。

教 育 長 それぞれとても人気講座になってきてまして、参加者の小学生もとても喜んでいたという報告を受けています。ありがとうございます。

今年は日数が1日多いということで、充実した内容になるのではないかと思います。衣食住の衣と食ということですので、子どもたちにも密接に生活に関わる話題になろうかと思います。

講義は、結構、長くて2時間、まさか大学の先生がずっとしゃべり続けることはないと思います。子どもたちと対話をしながらの内容になろうかと思います。生涯学習課長、いかがでしょうか。

生涯学習課長 その辺りも含めて、打合せをさせていただきまして、当然小学生の児童でございますので、やはり長い時間はあるところもきちんとお伝えさせていただいて、また、その辺りが、ふだん、活動の中で非常に慣れております教育科学館の方も、その辺り、アドバイザーとか、コーディネーターとしてきちんと入っておりますので、事業内容についても、今後、またさらに詳細については詰めてまいりたいというふうに思います。

教 育 長 ぜひ、チラシの段階で、講義が長い時間になっていると、それだけで引いてしまう子がいるといけないので、出し方を工夫していただければと思います。よろしくお願いします。

他はよろしいでしょうか。

善 本 委 員 ご説明、ありがとうございます。とてもよい取組で、期待しているところですけど、対象者のところに、本当に小さいことなのですけど、「原則、5日程すべての講義を受講可能である方」と書いてあって、我々は、行政時代から文書を作るときもそうですし、今、学校でそういうことをしてもそうなのですけど、「原則」という言葉が入っているときには、例外をイメージしている場合が多いのですね。

そうすると、これを読んだ人は、「うちの子は4日しか行けないのですけど、行けませんか」というふうになってしまうのですが、抽選になるようなイベントであるならば、「原則」という言葉は取っておいた方がいいのではないかと思います。

5日間参加できる人ということでもいいというか。不思議なのですけど、「原則」という言葉が入っていると、もしかしたら、事情によっては、4日でも、3日でも受け付けてもらえるのではないかとイメージが出てきちゃうので、チラシとかがまだであるならば、5日間参加できる人、抽選になるのだから、やっぱり5日参加できる人という内容でいいかなと思うのです。

ただ、例年、初めから4日しか来られないとか、3日しか来られないという人がたくさん来ていますというのであれば、また、話は別なのですけど、もしそうでないならば、5日間全てできる人という方がいいかなというふうに思います。

生涯学習課長 生涯学習課長でございます。ありがとうございます。

確かに委員がおっしゃるとおりなところもございますので、その辺りは、周知については検討してまいりたいと思います。

例年の傾向でございますが、全日程、やっぱり皆さん、参加できる方がいらっしゃって、たまに具合が悪くなられる児童がいらっしゃるので、そのようなのを除いては、皆さん、そのような意欲でいらしていただけるということです、この辺の募集の内容については検討してまいります。ありがとうございます。

教 育 長 他にいかがでしょうか。

(なし)

○報告事項

6. 第14回いたばしじゅうな研究コンテスト及び作品展の実施について

(生－3・生涯学習課)

教 育 長 では、よろしければ、続いて、報告(6)「第14回いたばしじゅうな研究コンテスト及び作品展の実施について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 「生－3」、「第14回いたばしじゅうな研究コンテスト及び作品展の実施について」になります。

昨年度までは、名称を「いたばし自由研究コンテスト及び作品展」ということでさせていただいておりましたが、今年度から、MIRAI SCHOOL、教育ビジョンの2035、そちらの理念等を鑑みまして、名称を「じゅうな」ということで改めさせていただいて進めてまいりたいというふうに考えております。

こちらの資料でございます。

目的については、こちらにお示しさせていただいているとおりでございます。

こちらのタイトルにもございますとおり、自由研究の作品を、そのような、子どもたちが自ら見つけて行っていくというところの内容になっております。

2、応募を増やすための工夫でございますが、こちらは、例年どおりのところもございますが、個人だけのものだけではなくて、科学クラブ等の団体としてのものも対象とさせていただいているというところでございます。

また、板橋区外から応募された作品も審査対象というふうにさせていただいているところでございます。

事業運営でございますが、運営については、教育科学館の指定管理者の方で行わせていただいております。

作品の品質審査については、審査委員会ということで、10名の審査員の方をお願いいたしまして、進めさせていただいているというところでございます。

また、そちらの委員会の構成でございますが、教育長または地域教育力担当部長、また、教育科学館の館長と外部の有識者というところでの構成となっております。

ます。

4、対象でございますが、こちらは小学1年生から中学3年生までということでございます。

作品の募集については、こちらにありますとおり、ポスター・チラシ、広報いたばし等々で周知に努めさせていただいているところでございます。

次のページの6でございますが、事業進行予定でございます。

こちら、7月中旬から募集の周知を進めさせていただきましてというところの内容になっておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

参考といたしまして、次のページに、昨年の受賞者一覧ということでお示しをさせていただいております。

その中で、昨年度まで、こちらにございますとおり、最優秀賞、優秀賞等々、そのような賞の名前でございましたが、今回、じゅうな研究作品展というふうに変えたところもございますので、募集の中では、マスターオブじゅうな研究ということの部門ということで、いわゆる最優秀賞に当たるものは、グランドマスター賞、優秀賞については、マスター賞というような、少し名称を変えてという形でございまして、また、どちらかという奨励賞というのが、審査員特別賞の方を充実させていくということで、なかなか奨励賞については、力を入れた作品も非常にあったところでございますが、今回は、どちらかという、やっぱり頑張ったお子さんたちにフィーチャーして、なるべく、去年も作品展の中で色々と展示してきたというところもございますので、審査員特別賞というところで、今現在は、一応、審査員10名分の10点というふうな予定をしておりますが、内容によっては、もう少し増やしたりとかなんとかというところも考えながら、今後、進めさせていただければというふうに考えているところでございます。

説明については、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

善 本 委 員 ご説明いただき、ありがとうございます。

質問です。先ほどグループでの参加も可能と書いてありましたが、昨年度の受賞歴を見る限り、個人の方ばかりなのですが、実際、現状として、個人とグループの応募の状況って、別にざっくりでいいのですが、どのような、一応、感じでしょうか。

生涯学習課長 昨年、すみません、少し手元に詳細な資料がないのですが、中学校の中では、私立の学校の中では、部活動か何かで応募いただいた学校があったというふうに記憶しておりますので、そのようなところが幾つかあったかなというところ です。

小学校については、やはり皆さん、個人での応募というようなところがございます。

善 本 委 員 実はグループで研究活動を行った方が、色々な視点が入って質の高いものが出来上がるということも、私は、学校でそういうものを色々見ていて、感じる場所でもありますので、積極的にグループでのものをもっと、何か、今、この表現でいうと、このとおりじゃないんだと思うのですが、きっと、「複数人での応募可」と書いてあると、少し何となくぴんとこないかもしれないので、個人でも、グループでも可能みたいなことが学校の側にも分かりやすく伝わるといいのではないかなというふうに。1人だと難しいけど、グループだとチャレンジしてみようという子もいる可能性もあるかなと思うので、グループでの研究にも期待したいかなというふうに思います。

生涯学習課長 その辺りは周知に工夫をさせていただきまして、進めさせていただければと思います。ありがとうございます。

教 育 長 他にいかがでしょうか。

野 田 委 員 ご説明、ありがとうございます。

大変すばらしい企画で、毎年実施され、多くのすばらしい作品が寄せられていることを高く評価しております。また、多彩なテーマで応募がある点も、この事業の大きな魅力だと感じています。まさに目的にもあるように、探究したことを表現する貴重な機会になっていると思います。

一方で、新たな賞の設置など、評価の在り方についてもご検討されているとのことですが、これだけ多様なテーマが集まる中では、それぞれに対して専門的な視点を持つ方が必ずしもそろうとは限らないと思います。そのため、何らかの採点基準や評価の基準を一定程度統一しておかないと、委員構成によって評価が偏る可能性もあるのではないかと感じました。

また、研究である以上、成果物そのものの完成度だけではなく、何を考え、どのような仮説を立て、どのような思いで研究を進めたのか、そして最終的にどのような考察に至ったのかといった過程も、重要な評価の対象になるのではないかと思います。そうしたプロセスを適切に評価できると、まさに探究活動や自由研究の成果をしっかりと捉えることにつながるのではないのでしょうか。

その点について、評価の基準や、ある程度の枠組みについて、現在どのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせいただければと思います。

生涯学習課長 具体的なところというのは、なかなか少し私の方ではお示ししづらいところではあるのですが、審査の流れとしては、一次審査のところでは、教育科学館の研究員の方で審査を行っていくというところです。

全員で、内容についてきちんと、ある程度の基準を持ってというところは伺っているところでございますし、また、今回のコンテストの1つの肝というか、あれなのが、いただいた作品に対して、全てその一次審査の部分も行った方がコメントをつけてお返ししているというところでございますので、そのような中では、

きちんとそのような内容を、確認というか、見させていただいた上での評価というところは、きちんと納得いくような形でお示しさせていただいているのかなというふうに思っております。

また、一次審査としては、二次審査のところについては、それぞれ昨年の審査の状況というところでございますが、二次審査のときに、その一次審査を行った審査員、教育科学館の中での研究者、研究員の方が、どのような着眼点でこれを評価して二次審査に残したのかというところを、動画等で残して、それをきちんと皆さんにお示しして審査に臨んでいただいているというところがございますので、まさに委員がおっしゃるとおり、基準というところというか、納得感というか、どのような形で評価されているのかというのは、審査員全員で、納得感を持って、きちんと審査できるような仕組みを教育科学館の方で工夫していただいているところでございますので、また、ご意見もいただいたところでございますので、一層、その辺も気をつけながらというか、お示ししながら進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

野田委員 よろしくお願ひします。

教 育 長 他にいかがでしょうか。

山 口 委 員 ご説明、ありがとうございます。

募集期間、これは9月15日から9月30日ということになっておりますが、多分、研究をしていく、探究していくのは夏休みの間だろうと思います。

そういうときに、やっぱりひらめきとか、アイデアとか、何に対して研究しようかと思うのは、ふだんの生活だろうと思いますので、ふだんの学校の生活の中、あるいは、ふだんのおうちの生活の中で、いつも不思議だなと思うようなことをいっぱい持っていられるような、何か、そういう目を、やっぱりいつでも、あるんだよ、こういう機会がありますのでということで周知するようなことをしていただければなと思います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

生涯学習課長 まさに昨年の応募いただいた作品なんかを拝見すると、もう夏休みの期間というか、今後の提出に向けてというか、もう年間を通して、多分、研究されているんだろうなというような力の入った作品というのもございまして、ですので、一回、応募すると、それに向けて、毎年、提出に向けて研究を進めているというふうな児童もいらっしゃるということで、非常に意義のあるコンテストかなと思っておりますので、ご意見もいただいたところでございますので、その辺りも気をつけながら、今後、進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

山 口 委 員 ありがとうございます。

教 育 長 他にいかがでしょうか。

ぜひ中学生にもたくさん応募してほしいですし、また、善本委員のお話のように、グループで、部活でも応募してくれるといいと考えます。今回、「自由研究」という名前ではなくて、あえて「じゅうな」という形に変えたのも、「自由研究」という言葉自体が、どうしても小学生の夏休みの課題というイメージがありますので、そうではないですよということを込めて、「じゅうな研究コンテスト」という名前に変えたのではないかと思います。中学生の応募数が増えるような工夫もしていただきたいと思いますが、生涯学習課長、いかがでしょうか。

生涯学習課長 まさに昨年の応募状況を見ますと、小学校が164作品、中学校が7作品ということでございまして、中学生からの応募が少ないというような状況がございます。

ですので、先ほど善本委員もおっしゃったところもございまして、そのような部活動であるとか、そのようなグループでということも含めて、提出ができるんだよというか、そのような応募もあるんだよということも含めて、分かりやすいように、今後、少し周知を工夫してまいりたいと思います。ありがとうございます。

教 育 長 よろしく願いいたします。
それでは、よろしいでしょうか。

(なし)

教 育 長 では、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありませんか。

(なし)

教 育 長 なければ、以上をもちまして本日の教育委員会は閉会いたします。ありがとうございました。

午前 10時 52分 閉会